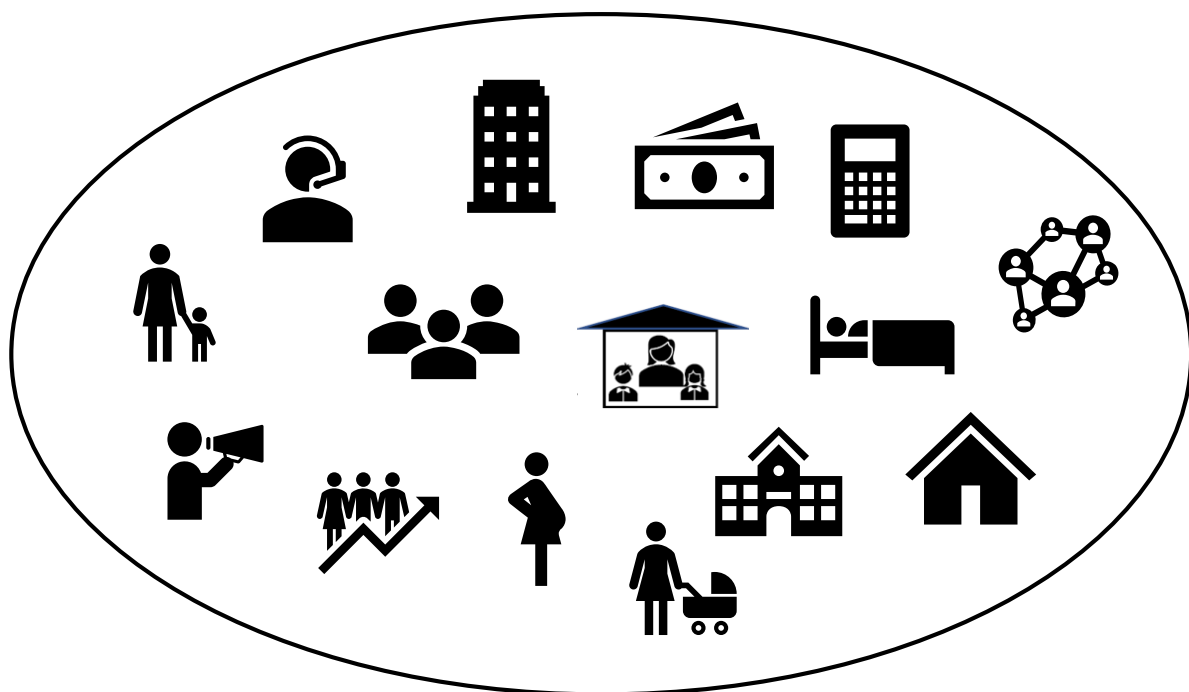


新型コロナウイルス感染症の影響に関する

支援制度のご案内

市民、事業者の皆様へ



令和2年6月19日現在
福井市

市民の皆様へ

- 家計に対する支援が欲しい[特別定額給付金] [P3](#)
- ひとり親世帯に対する経済的支援が欲しい [P4](#)
[ひとり親世帯臨時特別給付金]
- 新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられたが、
休業手当の支払いを受けることができなかった [P5](#)
[新型コロナウイルス感染症対応休業支援金]
- 発熱などの自覚症状があり、療養のために仕事を休んでいる
人への支援が欲しい [傷病手当金] [P6](#)
- 子育て世帯に対する経済的支援が欲しい [P7~8](#)
[福井市子育て世帯応援給付金][子育て世帯への臨時特別給付金]
- 家賃に対する経済的支援が欲しい[住宅確保給付金] [P9](#)
- 県外に住む学生に対する支援が欲しい [P10](#)
[県外で頑張る福井市出身の学生応援事業]
- 大学や専門学校等の授業料等の支払いや生活費に困っています [P11](#)
[高等教育就学支援制度]
- 高校生等の子どもの教育費の支払いに困っています[奨学給付金制度] [P12](#)
- アルバイト収入が減少し、大学や専門学校等の生活費に困って
います [P13](#)
[学生支援緊急給付金]
- 新型コロナウイルスの影響により、税などの納付に困っています [P14](#)
[徴収の猶予制度の特例等]
- 従業員として働いているが、臨時休校などで仕事を休まなければ
ならず、生活資金に困っています [P15](#)
[勤労者ライフプラン貸付資金(新型コロナウイルス対策分)]
- 休業や失業で働けず、生活資金に困っています [P17](#)
[生活福祉資金貸付制度]
- 雇用先からの解雇等により、寮からの退去を求められています [P19](#)
[市営住宅の提供]

事業者の皆様へ

- 家賃等の支払いに対する支援がほしい[家賃支援給付金] [P20](#)
- 妊婦の従業員に対する休業支援が欲しい[妊婦休業助成金] [P21](#)
- 固定費の支払いに対する支援が欲しい[小規模事業者等再起応援金] [P22](#)
- 売上が減少していて、事業を続けていけるか不安です[持続化給付金] [P23](#)
- 従業員の休業手当などの支払いに困っています
[雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金][雇用維持緊急助成金・雇用維持事業主応援金] [P24](#)
- 臨時休校などで従業員が仕事を休むときの給料の支払いに
困っています[小学校休業等対応助成金(雇用主向け)] [P25](#)
- フリーランスとして働いているが、臨時休校などで仕事が
できなくなって困っています[小学校休業等対応支援金(フリーランス向け)] [P26](#)
- 宿泊者数の減少により、経営に困っています[宿泊事業者支援金] [P27](#)
- 宿泊施設における感染症拡大防止対策の実施や、医療従事者の
積極的受入に対する支援が欲しい[宿泊施設安全対策等奨励金] [P28](#)
- テレワークの導入に対する支援が欲しい[テレワーク奨励金制度] [P29](#)
- 売上が減少して先々の資金繰りに不安があります
[福井県新型コロナウイルス感染症対応資金][福井県経営安定資金(新型コロナウイルス対策分)] [P30~32](#)
- 農林漁業の資金繰りに困っています[農林漁業セーフティネット資金] [P33](#)
- 新型コロナウイルスの影響による損失があり、法人税の還付を
受けたい[法人税の繰越還付制度] [P34](#)
- 固定資産税や都市計画税を払えません[固定資産税の軽減] [P35](#)
- 多くのお客さんにお店に来て欲しい[がんばれ福井応援券事業(参加店募集)] [P36](#)



特別定額給付金



新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、1人当たり10万円の給付を行います

■ 対象者

基準日（令和2年4月27日）に、住民基本台帳に記録されている方

■ 支給額

給付対象者1人につき **10万円**

■ 受給権者

給付対象者の属する世帯の世帯主

■ 手続きの方法

給付金の申請は次の(1)および(2)を基本とし、給付は、世帯主が代表して申請し、申請者の本人名義の銀行口座へ振込みます。

(1) 郵送申請方式

市区町村から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市に郵送

(2) オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者が利用可能）

マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請（電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要）

■ 申請期限

8月20日(木)まで

【お問い合わせ先】
特別定額給付金 福井市コールセンター ☎20 5201
※9時～17時
※6月は土日も開設



ひとり親世帯臨時特別給付金

国

新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少を支援するため、収入の少ない18歳に達した後最初の3月31日までの間にある児童がいる※ひとり親世帯の方に対し、臨時特別給付金を支給します

※児童が政令で定める程度の障害の状態にある場合は20歳未満まで

■ 対象者

【基本給付】

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- ②公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

【追加給付】

上記①、②の対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少している方

■ 支給額

		①の対象者	②の対象者	③の対象者
基本給付	支給額	1世帯5万円 ※第2子以降1人につき3万円加算		
	申請	不要	要	
	支給時期	7月末頃	可能な限り速やかに	
追加給付	支給額	収入が減少した場合5万円		—
	申請	要	要	
	支給時期	可能な限り速やかに		

■ 手続きの方法

手順1 市の窓口を持参するか、または郵送で申請書と必要書類を提出

手順2 提出された申請書から、支給要件に該当するかを判断した上で、指定口座に振り込み



【お問い合わせ先】

福井市子ども福祉課 ☎20 5412



新型コロナウイルス感染症対応休業支援金



新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給します

■ 対象者

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業期間の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者

※被保険者でない方も対象となります。

■ 支給額

休業前賃金の**80%**（月額上限33万円）

※休業実績に応じて支給

■ 手続きの方法

詳細については検討中です。



【お問い合わせ先】

福井労働局 職業対策課 ☎26 8613



傷病手当金

国

傷病手当金は、健康保険等の被保険者が、業務災害以外の理由による病気やケガの療養のため仕事を休んだ場合に、所得保障を行う制度です
新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のために働くことができない方も、利用することができます

■ 対象者

次の条件をいずれも満たしたときに支給されます。

(1) 業務災害以外の病気やケガの療養のために働くことができないこと
※業務又は通勤に起因する病気やケガは労災保険給付の対象となります。

(2) 4日以上仕事を休んでいること

※療養のために連続して3日間仕事を休んだ後(待期間)、4日目以降の仕事を休んだ日について支給されます。

※待期間には有給休暇、土日祝等の公休日を含みます。

■ 支援の内容

■ 支給期間

支給を始めた日から最長1年6か月の間

※1年6か月の間で傷病手当金の支給要件を満たす日について支給されます。

■ 1日あたり支給額

傷病手当金の支給開始日の属する月以前の直近12月間の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額

※支払われた給与の額が、傷病手当金の支給額を下回っている場合には、傷病手当金と支払われた給与の額の差額分が支給されます

支給総額

=

直近12月間の
標準報酬月額の
平均額の30分の1

×

3分の2

×

支給日数

※支給要件の詳細や具体的な手続きについては、ご加入の健康保険の保険者にご確認ください。



【お問い合わせ先】

加入している健康保険や共済組合など



福井市子育て世帯応援給付金

市

新型コロナウイルス感染症対策による休校が続いて給食がなくなり、食費の負担や子どもを家庭でみることによる光熱費の負担が増加しているものと考えられます。その負担を少しでも軽減するため、子育て世帯に対し、本市として独自の給付金を支給します

■ 対象者

下記の児童の保護者が対象となります。

令和2年3月31日時点で福井市に住民登録があり かつ

(1)0歳から中学3年生の児童

(令和2年3月に中学校を卒業した児童を含む)

(2)県立特別支援学校高等部に在籍している子ども

(令和2年3月に高等部を卒業した生徒を含む)

■ 支給額

対象の子ども1人あたり**1万円**

■ 手続きの方法

①福井市から児童手当を受給している方は申請は不要です。

(児童手当の口座に振り込みます。)

②公務員の方や振込口座が不明の方は申請が必要です。

(申請書は市から送付し、原則として、申請書を受け付けた翌月に振り込みます。)

■ 支給日

①福井市から児童手当を受給している方 令和2年5月15日

②公務員の方など申請が必要な方 原則、申請受付日の翌月



【お問い合わせ先】

福井市子ども福祉課 ☎20 5412



子育て世帯への臨時特別給付金



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当を受給する世帯に支給する給付金です

■ 対象者

令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当を受給している方

※対象となる方には、5月に案内を送付しています。

※高額所得により支給月額が児童1人あたり5,000円の方は、対象になりません。

■ 支給額

対象児童1人につき、**1万円**

■ 手続きの方法

申請は不要です。(児童手当の登録口座に振り込まれます)

※公務員の方で所属庁(勤務先)から児童手当を受給している場合は、所属庁から配布される子育て世帯への臨時特別給付金申請書(請求書)にてお住まいの自治体へ申請が必要になります。詳しくは各所属庁の担当課にお問い合わせください。

申請期間 : 令和2年5月15日から9月30日まで

提出先(郵送先): 910-8511 福井市大手3丁目10番1号

福井市役所 子ども福祉課 子育て世帯への臨時特別給付金担当 行

■ 支給日

令和2年6月15日

※公務員の方については、原則として申請受付日の翌月になります。



【お問い合わせ先】

福井市子ども福祉課 ☎20 5412



住居確保給付金



新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方々に対しても、一定期間家賃相当額を支給できるよう拡充します

■ 対象者

支給対象（現行）

- ・ 離職・廃業後2年以内の者



拡大後

- ・ 離職・廃業後2年以内の者
- ・ 給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者

■ 支給額

上限額 単身世帯:32,000円 2人世帯38,000円 3人世帯:41,000円
※福井市から貸主の口座に直接振り込み

■ 支給期間

原則3か月

※求職活動等を誠実にしている場合は3か月延長可能（最長9か月まで）

■ 手続きの方法

- 手順1 福井市生活支援課「自立サポートセンターよりそい」に相談の上、申請書等を提出
- 手順2 市から決定通知が申請者及び住宅の貸主に送付される
- 手順3 市から貸主の口座に給付金を振り込み
- 手順4 月1回以上、求職活動状況報告書を市に提出



【お問い合わせ先】

福井市生活支援課 自立サポートセンターよりそい ☎20 5580



県外で頑張る福井市出身の学生応援事業

市

本市出身の県外で頑張っている学生の皆さんに、マスクと特産品をお送りし、ふるさと福井を感じていただけるよう支援を行います

■ 対象者

福井市出身の県外に住む学生で以下の(1)から(3)の全ての条件を満たす方

(1)平成7年4月2日生(25歳)～平成14年4月1日生(18歳)

(2)専修学校、短期大学、大学、大学院に在学している学生

(3)保護者の住民登録が福井市内であること

※住民票を福井市に置いたまま、県外に住んでいる学生も含みます

■ 支援の内容

・マスク10枚

・ふるさとの特産品(特産品はマスクと別に事業者から発送します)

※送付物は、学生本人の県外の住所に直接送付します。

■ 応募期間

令和2年4月27日(月)から令和2年6月30日(火)まで

■ 手続きの方法

手順1 市のホームページにある申請フォームから必要な情報を入力

※右のQRコードからでもアクセスできます。

手順2 マスクと特産品が学生本人の県外の住所に送付される



【お問い合わせ先】

福井市移住定住推進室 ☎20 5514



高等教育就学支援制度



経済的な理由で進学をあきらめずに済むよう、授業料等の減免や返済不要の奨学金が受けられる制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、今年の世帯収入が大きく減少するご家庭は、対象になる場合がありますので、ご相談ください

■ 対象者

住民税非課税世帯等※の学生

※4人世帯の場合、年収380万円未満が目安です

(基準を満たす世帯年収は家族構成により異なります。)

新型コロナウイルス感染症の影響により、会社等が休業したり、失業するなど世帯の収入が大きく減少した場合も、支援対象となります。

■ 支援の内容

①授業料や入学金の免除または減額

②給付型奨学金の支給(返済不要)

授業料や奨学金の金額は、在学されている学校によって異なります。

まずは、お問合せ先にご相談ください。

[例:福井県立大学の場合]

①授業料:535,800円/年

入学料:188,000円(県内高校等からの入学者) 282,000円(県外からの入学者)

⇒これら授業料や入学金について、全額免除または一部減額になります

②給付型奨学金:9,800円~33,300円/月(自宅生)

22,300円~66,700円/月(自宅外生)

■ 手続きの方法

手順1 申込案内などを学校から受け取る。

手順2 申込案内を確認しながら必要な書類を揃える。

手順3 学校に必要な書類を提出して、奨学金はインターネットで申し込む。



【お問合せ先】

日本学生支援機構奨学金相談センター

☎0570 666 301 (月~金, 9:00~20:00)

*土日祝日, 年末年始を除く。通話料がかかります。

各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口



奨学給付金制度

県

授業料以外の教育費について、返済不要の給付金を受けることができます
 新型コロナウイルス感染症の影響により、今年の世帯年収が大きく減少するご家庭は対象になる場合がありますので、ご相談ください

■ 対象者

生活保護世帯または住民税非課税世帯※で、高校生等のお子さんをお持ちの方
 ※住民税非課税世帯とは、4人世帯で年収270万円未満が目安となります
 （基準を満たす世帯収入は家族構成により異なります。）

新型コロナウイルス感染症の影響により、会社等が休業したり、失業するなど世帯の収入が大きく減少した場合も、支援対象となります。

■ 支援の内容

奨学給付金の支給（返済不要）

世帯状況	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護世帯【全日制等・通信制】	32,300円	52,600円
非課税世帯【全日制等】（第1子）	82,700円	98,500円
非課税世帯【全日制等】（第2子以降）	129,700円	138,000円
非課税世帯【通信制】	36,500円	38,100円
生活保護世帯・非課税世帯【専攻科】	36,500円	38,100円

■ 手続きの方法

- 手順1 申込案内などを学校から受け取る。
- 手順2 申込案内を確認しながら必要な書類を揃える。
- 手順3 学校に必要な書類を提出する。

【お問合せ先】
 (公立) 福井県教育庁教職員課
 ☎20 0563 (月～金, 8:30～17:15)
 (私立) 福井県総務部大学私学課
 ☎20 0248 (月～金, 8:30～17:15)
 *土日祝日, 年末年始を除く。通話料がかかります。
 各学校の担当窓口



学生支援緊急給付金

国

アルバイト等の収入が大幅に減少した場合に、進学・修学の継続をあきらめずに済むよう、給付金を受けることができる制度があります
新型コロナウイルス感染症の影響により、今年の世帯収入が大きく減少するご家庭は対象になる場合がありますので、ご相談ください

■ 対象者

国公立大学(大学院を含む)・短大・高専・専門学校の学生

次の要件に当てはまる方

- (1) 家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていること
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、その収入が大幅に減少していること
- (3) 既存の奨学金制度を利用していることまたは 利用予定であること

■ 支援の内容

支援金の給付額

- (1) 住民税非課税世帯※の学生 **20万円**
※4人世帯の場合、年収 270万円未満が目安です
(基準を満たす世帯年収は、家族構成により異なります。)
- (2) 上記以外の方 **10万円**

■ 手続きの方法

手順1 申込案内などを学校から受け取る。

手順2 申込案内を確認しながら必要な書類を揃える。



【お問合せ先】

各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口



徴収の猶予制度の特例等

国・県・市

新型コロナウイルスの影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方は、最長1年間、税の徴収の猶予を受けることができます
税以外にも、猶予や免除を受けることができる制度があります

■ 対象者

次のいずれも満たす納税者が対象となります。

- (1) 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の1か月以上の期間に、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね 20 %以上減少していること
- (2) 一時に納付することが困難であること

■ 支援の内容

令和2年2月1日～令和3年1月31日に納期限が到来するほぼ全ての国税・地方税について、無担保かつ延滞金なしで最長1年間、徴収の猶予を受けることができます。

■ 手続きの方法

関係法令の施行から2か月後（令和2年6月30日）、または、納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。

- ① 徴収猶予申請書
 - ② 事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していることがわかる資料
 - ③ 一時に納付し、または、納入を行うことが困難であることがわかる資料
- ※②③について、提出が難しい場合は、口頭によりおうかがいします。

■ その他

- ・国民年金保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料については、全部または一部が免除できる場合があります。
- ・上下水道料金等、市営住宅使用料等については、支払いを猶予することができる場合があります。



【お問合せ先】

《国税》国税局猶予相談センター	☎0120 948 364
《県税》県税事務所納税課	☎21 0011 ~ 0015
《市税》市納税課	☎20 5330
《国民年金》市保険年金課（年金係）	☎20 5476
《国民健康保険、後期高齢者医療保険》 市保険年金課（保険係）	☎20 5383
《介護保険》市介護保険課	☎20 5715
《上下水道》市上下水お客様センター	☎20 5621
《市営住宅》市営住宅課	☎20 5570



勤労者ライフプラン貸付資金(新型コロナウイルス対策分) 県

臨時休校などにより子どもの世話のために、仕事を休まれた従業員に対して、生活資金をお貸しします

■ 対象者

次の全てにあてはまる方(所得制限はありません)

- (1) 福井県内に住んでいる
- (2) 1年以上同じ事業所で働いている
- (3) 県税をすべて納税している
- (4) 令和2年3月2日から6月30日までの間に、①または②の子どもの世話のため、休暇を取ったり、休みを取れずに欠勤せざるを得なかった方
 - ① 臨時休校した小学校などに通う子ども
小学校、幼稚園、保育所など。障がいのある子どもは、中学校、高等学校なども含みます。
 - ② 新型コロナウイルスに感染したなど、小学校等を休むことが必要な子ども

■ 支援の内容

使いみち	生活資金
貸付限度額	100万円
貸付期間	5年以内
貸付利率	1.1%(他に保証料0.6%も必要です)
償還方法	毎月、決まった金額を返済(元利均等月賦償還)
据置期間	休暇や欠勤の間(最長1年6カ月)は、利子のみ返済
保証人	連帯保証人と信用保証機関の保証の両方が必要です。 信用保証機関の保証の手続きは、お金を借りるときに金融機関がお手伝いします。

■ 申込金融機関 北陸労働金庫 市内各支店

■ 手続きの方法

- 手順1 お近くの北陸労働金庫支店に相談し、申請書類様式を入手
- 手順2 必要書類等を準備
例) 運転免許証、健康保険証、臨時休校のお知らせなど
- 手順3 記入した申請書類等と必要書類等を北陸労働金庫支店に提出
[申請期限:令和2年8月31日]
- 手順4 北陸労働金庫が審査・決定し、指定口座に振込

i 【制度に関するお問合せ】
福井県労働政策課 労働環境グループ ☎20 0389
【手続きに関するお問合せ・申請先】
北陸労働金庫 市内各支店へお問い合わせください。
お近くの支店がわからない場合は、福井支店(0776 22 5678)にご確認ください。



勤労者ライフプラン貸付資金(新型コロナウイルス対策分)利子補給 市

P15の勤労者ライフプラン貸付資金の利用者に対して、福井市が融資に係る利子を負担します

■ 対象者

次の全てを満たす方

- (1) 福井市に住所を有していること
- (2) 勤労者ライフプラン資金(育児・介護生活資金)を借り入れ、遅滞なく返済していること
- (3) 市税の滞納がないこと

■ 支援の内容

利子の全額

■ 手続きの方法

- 手順1 市のホームページから申請書入手し、添付書類と併せてしごと支援課に提出してください。
- 手順2 市にて申請書の審査を行い、申請者に補給金承認書を通知します。
- 手順3 市から融資機関に対して利子補給金を交付します。
- 手順4 融資機関から申請者に対して利子補給金が送付されます。



【制度に関するお問合せ】

福井市しごと支援課 ☎20 5321

または、北陸労働金庫 市内各支店へお問い合わせください。

お近くの支店がわからない場合は、福井支店(0776 22 5678)にご確認ください。



生活福祉資金貸付制度

国

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業等により生活費に困っている世帯に生活資金をお貸します

緊急小口資金

(主に休業された方向け)

生活費がなくて、すぐにお金が必要な方に、お金をお貸します。

■ 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、生活費に困っている世帯

■ 支援の内容

【貸付限度額】

- ・**20万円**以内(一世帯1回限り)

(世帯の中に、新型コロナウイルスの罹患者、子どもの臨時休校で仕事を休んだ人、個人事業主、要介護者がいる世帯、また、世帯の人数が多い(4人以上)世帯、ほか特に資金の需要が認められる世帯)

- ・**10万円**以内(一世帯1回限り)

(上記以外の世帯)

【据置期間】1年以内(借りてから1年まで返さなくてもかまいません)

【償還期限】2年以内(据置期間経過後2年以内に返さなければなりません)

※無利子、保証人不要

総合支援資金

(主に失業された方向け)

生活ができるようになるまで、生活に必要なお金をお貸します。

■ 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯

■ 支援の内容

【貸付限度額】

- ・二人以上の世帯月 **20万円**以内

- ・単身世帯月 **15万円**以内

} 原則3か月まで借りることができます

【据置期間】1年以内(借りてから1年まで返さなくてもかまいません)

【償還期限】10年以内(据置期間経過後10年以内に返さなければなりません)

※無利子、保証人不要

■ 手続きの方法

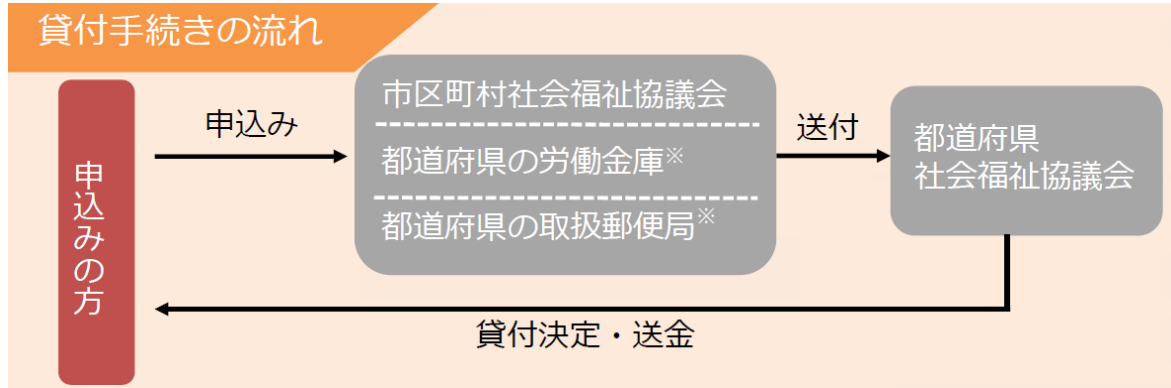
手順1 福井県社会福祉協議会のホームページ等で申請様式を入手

手順2 福井市社会福祉協議会に郵送にて申込

手順3 県の社会福祉協議会が貸付を決定し、指定口座に振込

※総合支援資金をご希望の方は、まず福井市社会福祉協議会へ相談してください。

貸付手続きの流れ



【お問い合わせ先】

福井市社会福祉協議会 ☎26 1853

福井市田原町1-13-6 フェニックス・プラザ内



市営住宅の提供

市

福井市内において、雇用先からの解雇等に伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされる方(離職退去者)を対象に、一時的に市営住宅を提供します

■ 対象者

対象者は、福井市内に住民登録のある以下の方です。

- ・社員寮や会社などの雇用先が賃貸していた住宅から退去を余儀なくされる方
- ・住居手当等により居住可能だった住居から退去を余儀なくされる方
- ・解雇等により離職したが、失業等給付を受給することができず、現に居住している住宅から退去を余儀なくされる方

■ 市営住宅の概要

- ・新保団地 3戸 A棟・B棟(9・3・Kの2K、風呂あり) ※福井市新保1丁目402他
- ・使用期間 最長6か月
- ・使用料 9200円~9500円

■ 手続きの方法

- 手順1 申請書等の必要書類を市営住宅課に提出
- 手順2 市にて書類審査後、市から使用許可書と市営住宅のカギを受け取る。

申請書等の必要書類は、市営住宅課のホームページからご確認ください。



【お問合せ先】

市営住宅課 ☎20 5570



家賃支援給付金

国

感染症の拡大を契機とした自粛要請等によって売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、固定費の中で大きな負担となっている地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」が国から支給される制度があります

■ 対象者

中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において以下のいずれかに該当する者

- (1) いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- (2) 連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少

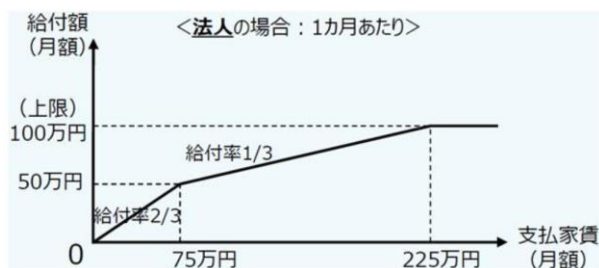
■ 支援の内容

給付額(月額)の6倍(6カ月分)を支給

■ 給付額

○法人の場合

家賃(月額)75万円までの部分が2/3
 家賃(月額)75万円を超える部分が1/3
 ※家賃(月額)225万円を超える場合、
 上限の100万円になります。



○個人事業者の場合

家賃(月額)37.5万円までの部分が2/3
 家賃(月額)37.5万円を超える部分が1/3
 ※家賃(月額)112.5万円を超える場合、
 上限の50万円になります。



■ 手続きの方法

現在、国において制度の詳細を設計中です。申請開始は最速で6月下旬以降、給付は7月以降になる予定です。



妊婦休業助成金



新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主に助成します

■ 対象者

①～③の全ての条件を満たす事業主が対象です。

令和2年5月7日から同年9月30日までの間に

①新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る）を整備し、

②当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主であって、

令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間に

③当該休暇を合計して5日以上取得させた事業主

■ 支援の内容

対象労働者1人当たり

有給休暇 計5日以上20日未満:25万円

以降20日ごとに15万円加算(上限額:100万円)

※1事業所当たり人数上限:20人まで



【お問合せ先】

福井県労働局 雇用環境・均等室 助成金担当 ☎22 0766



小規模事業者等再起応援金

県

新型コロナウイルス感染拡大により、経営に影響を受けた小規模事業者等の皆様に対して、売り上げ回復までの重い負担となる固定費の支払いを支援します

■ 対象者

- ・県内に事業所を有していること
- ・雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の給付を受けていないこと、もしくは受ける予定がないこと
- ・令和2年2月から6月までのいずれか1月間の売上が、昨年と同じ月と比べ20%以上減少していること

※その他詳細な事項については、福井県ホームページをご覧ください。

■ 支援の内容

1事業者あたり**10万円**

※事業者単位の申請になるため、事業所が個々に申請することはできません

■ 手続きの方法

- ・受付期間
令和2年6月8日(月)から同年7月10日(金)まで
- ・受付方法
申請書類を次の宛先に「簡易書留など郵便物の追跡ができる方法」で郵送してください。
〒910-8691 福井中央郵便局留め
福井県庁 小規模事業者等再起応援金申請事務局 宛て
持参による申請は受け付けておりません。なお、申請書類の到達の有無に関するお問い合わせにつきましては、お答え致しかねますので、予めご了承ください。
※7月10日(金)の消印有効です。
※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所および氏名を必ず記載してください。
※送料は申請者側でご負担願います。
- ・書類の入手方法
県ホームページからダウンロードまたは県内各市町の窓口



【お問合せ先】

福井県再起応援金コールセンター ☎20 0766

受付時間 9:00~17:00 (土、日および祝日は除きます。)



持続化給付金



感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、今後も事業を続けていけるよう、事業全般に幅広く使える給付金を支給します

■ 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比50%以上減少している事業者

※中堅・中小企業、小規模事業者、個人事業者、その他の各種法人等が対象です。

※医療法人、農業法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象になります。

■ 支援の内容

法人 **200万円**以内

個人事業者等 **100万円**以内

【支給額の計算方法】

前年の総売上 - (前年同月比50%減の月の売上 × 12月)

■ 手続きの方法

専用ページで要件や証拠書類をご確認の上、パソコンやスマートフォンで電子申請してください。URL <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>



【お問合せ先】

持続化給付金事務コールセンター ☎ 0120 115 570

※6月は全日 8:30~19:00



雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金 雇用維持緊急助成金・雇用維持事業主応援金

国
県

会社や店舗などをお休みした場合でも、従業員の雇用を守る事業主の方に対して、従業員に支払った休業手当等を助成するほか、事業主・役員の休業日数に応じ、県独自の応援金を支給します



■ 対象者

休業中に従業員を解雇せずに、休業手当等を支払っている事業主

■ 支援の内容

助成率: 国 9/10 (※) (中小事業者)、3/4 (大企業)

(一部解雇などを行った場合は4/5 (中小事業者)、2/3 (大企業))

※休業手当の支払い率が60%を超える部分については10/10となるほか、県の休業要請を受け休業するなど一定の要件を満たす場合は全体が10/10になるなど、国の制度が拡充されました。

県 1/10 (1事業所当たり100万円を上限)に加え、
事業主の休業日数に応じて応援金を支給 (1企業当たり50万円を上限)
事業主1人の場合 1万円 × 休業日数
事業主・役員2人以上の場合 2万円 × 休業日数

■ 手続きの方法

- 手順1 休業の実施
- 手順2 福井労働局に雇用調整助成金等の申請書を提出
- 手順3 県の事業主応援金の申請書および労働局に提出した申請書を県に郵送
※事業主応援金申請書は、県労働政策課のホームページから入手してください。
- 手順4 福井労働局が雇用調整助成金等の支給の決定を事業者へ通知
- 手順5 県の緊急助成金の支給申請兼請求書および労働局の支給決定通知書等を県に郵送
※県への申請書は国の決定通知に同封されます。
※見当たらない場合は、県労働政策課のホームページから入手してください。
- 手順6 県が支給の決定を事業者へ通知
- 手順7 県からの支給の決定通知後、概ね1週間程度で申請者の銀行口座に振込み

【お問合せ先】
福井県労働政策課雇用対策グループ ☎20 0390
制度の詳細は労働政策課のホームページからご確認いただけます。
福井労働局 ☎22 3363



小学校休業等対応助成金(雇用主向け)



臨時休校などで子どもの世話を自宅ですることが必要となった従業員に、休暇
を取得させた事業主の方に助成金を支給します



■ 対象者

(1) または (2) の子どもの世話が必要となった従業員に休暇を取得させた事業主

(1) 臨時休校の小学校などに通う子ども

小学校、幼稚園、保育所など。障がいのある子どもは、中学校、高等学校、各種学校なども含みます。

(2) 新型コロナウイルスに感染したなど、小学校等を休むことが必要な子ども

従業員は、正規・非正規を問いません。

給料の全額を支給する休暇で、令和2年2月27日から6月30日※までに取得したものが対象です。

(ただし、年次有給休暇は除きます) ※令和2年9月30日までに延長予定

■ 支援の内容

休暇中に支払った給料相当額を助成

【支給額】休暇を取得した従業員の一〇日分の給料相当額(上限8,330円※)×休暇日数

※令和2年4月1日以降に取得した休暇については上限15,000円に引上げ予定

■ 手続きの方法

手順1 パソコンで申請書の様式を厚生労働省HPから入手して記載

※申請方法紹介の動画を見ることができます。

手順2 必要書類等を準備

例) 労働保険関係成立届の事業主控、休暇簿、賃金台帳、就業規則など

手順3 申請書と必要な証明書等を「学校等休業助成金・支援金受付センター」に郵送

(配達記録の残るもの) [申請期限: 令和2年9月30日] ※12月28日に延長予定

手順4 厚生労働省が決定通知を送付し、指定口座に助成金を振込

【お問合せ先】

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金
相談コールセンター ☎ 0120 60 3999

詳細は、『臨時休業個人委託』で検索、または、右のQRコードよりご確認ください。

【申請先】

学校等休業助成金・支援金受付センター

〒135-0042 東京都江東区木場2-7-23 第一びる1階

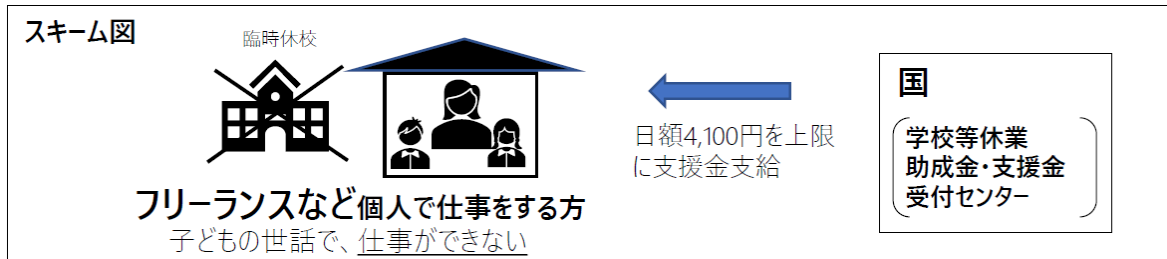




小学校休業等対応支援金(フリーランス向け)



臨時休校などで子どもの世話を行うため、契約した仕事ができなくなったフリーランスの方に支援金を支給します



■ 対象者

次の全てにあてはまる方

- (1) 下記(3)に該当する子どもの保護者
- (2) 自分一人で受ける仕事を個人で契約している
- (3) 令和2年2月27日から6月30日※までの間に、①または②の子どもの世話のため、契約していた仕事ができなくなった ※令和2年9月30日までに延長予定
 - ①臨時休校の小学校などに通う子ども
小学校、幼稚園、保育所など。障がいのある子どもは、中学校、高等学校、各種学校なども含みます。
 - ②新型コロナウイルスに感染したなど、小学校等を休むことが必要な子ども

■ 支援の内容

令和2年2月27日から6月30日※¹までの間で仕事ができなかった日数×4,100円※²

※¹ 令和2年9月30日までに延長予定

※² 令和2年4月1日以降の仕事ができなかった日は7,500円(定額)に引上げ予定

■ 手続きの方法

手順1 パソコンで申請書の様式を厚生労働省HPから入手して記載

※申請方法紹介の動画を見ることができます。

手順2 必要書類等を準備

例) 休校前に結んだ発注者との契約等の写し、臨時休校のお知らせなど

手順3 申請書と必要な証明書等を「学校等休業助成金・支援金受付センター」に郵送

(配達記録の残るもの) [申請期限: 令和2年9月30日] ※12月28日に延長予定

手順4 厚生労働省が決定通知を送付し、指定口座に助成金を振込

【お問合せ先】

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金

相談コールセンター ☎ 0120 60 3999

詳細は、『臨時休業個人委託』で検索、または、右のQRコードよりご確認ください。

【申請先】

学校等休業助成金・支援金受付センター

〒135-0042 東京都江東区木場2-7-23 第一びる1階





宿泊事業者支援金

市

事業収入の減少した市内宿泊事業者の事業継続を支援するため、事業全般に広く使える支援金を給付します

■ 対象者

以下の(1)～(6)の全てに該当する者

- (1) 福井市内に本店又は主たる事務所を有する法人または個人事業主で、福井市内で、営業許可を受けて営業するホテル、旅館、簡易宿泊所、住宅宿泊事業法に係る住宅といった宿泊施設(地方公共団体等が所有する施設を除く)を継続して営んでいること
- (2) 令和2年1月以降、感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が20%以上減少している月があること
- (3) いわゆるラブホテル等の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に該当する施設(これに類するものを含む)でないこと
- (4) 研修施設又は福利厚生施設であると認められる施設でないこと
- (5) 施設を営む者(申請者)が市税を滞納していないこと
- (6) 施設を営む者(申請者)が暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係をもつ者でないこと

■ 支援の内容

施設の収容人数に応じて1事業者につき、最大**40万円**を支給

■ 手続きの方法

手順1 申請書等を郵送または窓口にて、市に提出

手順2 市にて申請書等を確認後、給付を決定

手順3 申請時に指定した口座に入金

(申請から2～3週間で振込予定ですが、遅れる場合があります。)

※制度の詳細については、こちらのQRコードから確認できます。



【お問合せ先/申請書送付先】

〒910-0858 福井市手寄1丁目4番1号 AOSSA 5階
福井市おもてなし観光推進課 ☎20 5346



宿泊施設安全対策等奨励金

市

宿泊客が安心して施設を利用できるよう、宿泊施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組への支援として、奨励金を交付します(一号事業)
感染者の治療にあたる医療従事者を積極的に受け入れる宿泊施設に対し、奨励金を交付します(二号事業)

■ 対象者

以下の(1)～(5)の全てに該当する者(一号、二号共通)

- (1) 申請時点において福井市内で、営業許可を受けて営業するホテル、旅館、簡易宿泊所、住宅宿泊事業法に係る住宅といった宿泊施設(地方公共団体等が所有する施設を除く)
- (2) いわゆるラブホテル等の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に該当する施設(これに類するものを含む)でないこと
- (3) 研修施設又は福利厚生施設であると認められる施設でないこと
- (4) 施設を営む者(申請者)が市税を滞納していないこと
- (5) 施設を営む者(申請者)が暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係をもつ者でないこと

■ 支援の内容

一号事業:施設の収容人数に応じて1施設につき、最大**50万円**

二号事業:医療従事者を受け入れた1施設につき、一律**10万円**

■ 手続きの方法

手順1 申請書等を郵送または窓口にて、市に提出

手順2 事業を実施

手順3 事業完了

手順4 実績報告書を市に提出。市にて報告書を確認

手順5 請求書を市に提出

手順6 市から申請時に指定した口座に入金

(実績報告書提出から2～3週間て振込予定ですが、遅れる場合があります。)

※制度の詳細については、こちらのQRコードから確認できます。



【お問合せ先/申請書送付先】

〒910-0858 福井市手寄1丁目4番1号 AOSSA 5階
福井市おもてなし観光推進課 ☎20 5346



テレワーク奨励金制度

県

新たにテレワーク制度を導入し従業員が利用した場合、もしくは、障がいがある、家族の介護等により通勤に制限がある方などを新規雇用し、テレワーク制度を利用した場合に、事業主の方へ奨励金を支給します

■ 対象者

県内の事業所においてテレワーク制度に取り組んだ事業主の方

■ 支援の内容

①または②の取り組みを行った事業主に奨励金を支給（1企業1回のみ）

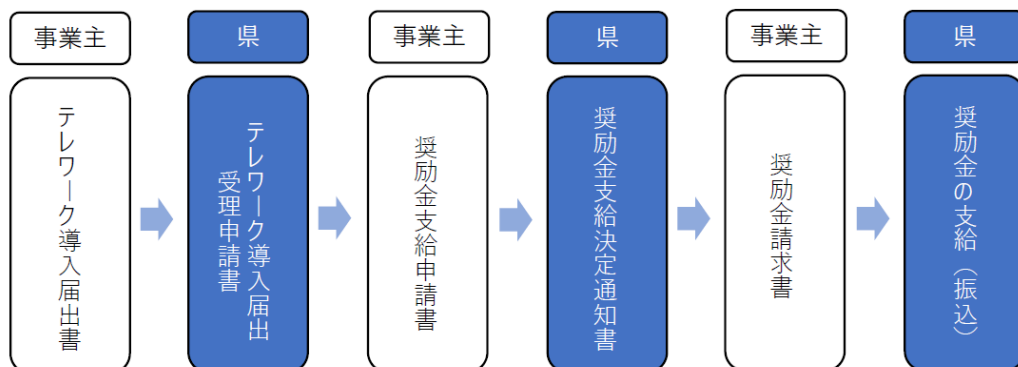
①利用促進コース：**20万円** 令和2年2月17日以降の取組が対象
〔取組内容〕

- ・新たにテレワーク制度を導入
- ・常時雇用する労働者が週平均1日以上テレワーク制度を利用して、1か月以上勤務

②新規雇用コース：**40万円** ※非正規従業員の場合は20万円
〔取組内容〕

- ・通勤に制限がある方（例：障がいがある、要介護の家族がいるなど）を、常時雇用する労働者として新規雇用
- ・勤務を要する日の半分以上をテレワークのみで就業し、1か月以上勤務

■ 手続きの方法



【お問合せ先】

福井県労働政策課労働環境グループ ☎20 0389
制度の詳細は労働政策課のホームページからご確認いただけます。
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/index.html>



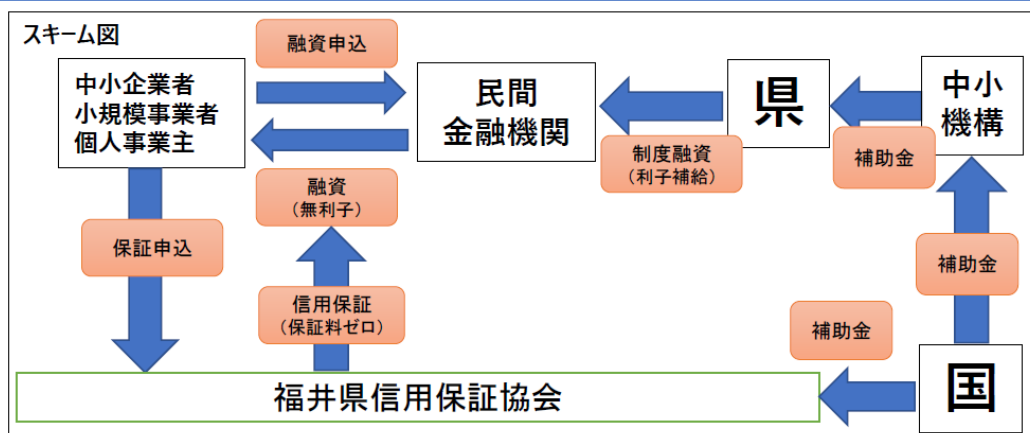
福井県新型コロナウイルス感染症対応資金

県

新型コロナウイルス感染症により売上等が減少した中小・小規模事業者の方は、民間金融機関から、3,000万円までの融資により資金繰りを支援します
新規融資だけでなく、保証付きの既存融資の借換も認められており、実質的に返済条件が緩和され、月々の返済額の軽減にも活用できます

※当初3年間は、実質無利子で借入が可能です

※ご利用にあたって、金融機関や福井県信用保証協会の審査があります



■ 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上等が前年同期比5%以上減少し、市町で認定(セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証)を受けた中小・小規模事業者

■ 支援の内容

- ・借入限度額 **3,000万円**
- ・融資利率

売上等▲5%以上の個人事業主	: 1.0%以下(当初3年間利子補給)
売上等▲5%以上の法人	: 1.0%以下(利子補給なし)
売上等▲15%以上の個人事業主	: 0.9%以下(当初3年間利子補給)
売上等▲15%以上の法人	: 0.9%以下(当初3年間利子補給)
- ・保証料 無料(ただし、売上等▲5%以上の法人のみ0.425%負担)
- ・使途 運転資金・設備資金
- ・融資期間 10年以内(据置5年以内を含む)

■ 手続きの方法

- 手順1 パソコンで申込に必要な書類を産業政策課ホームページから入手し記載してください。
- 手順2 本店が所在する市町からセーフティネット保証4、5号、危機関連保証の認定を受けてください。
- 手順3 最寄りの各金融機関の本支店または福井県信用保証協会(TEL0776 33 1800)にご相談ください。



【お問合せ先】

福井県産業政策課金融グループ ☎20 0373



福井県経営安定資金(新型コロナウイルス対策分)

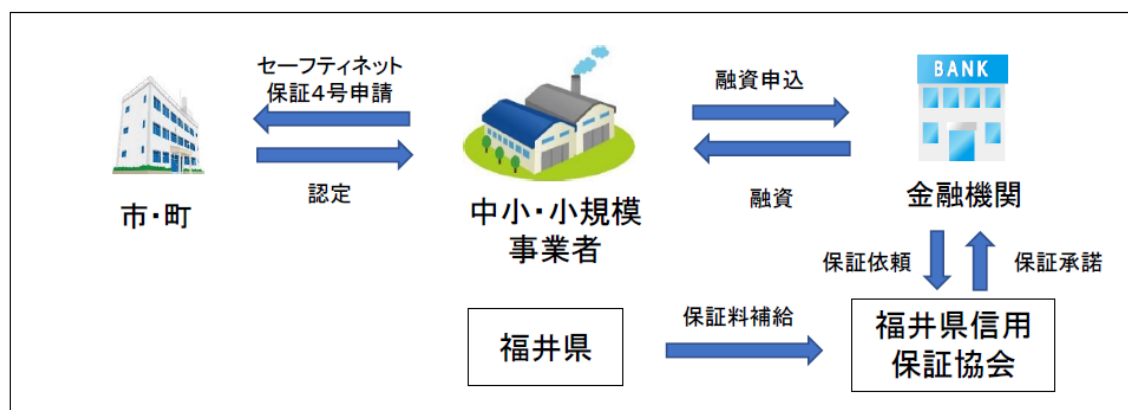
県

P30の福井県新型コロナウイルス感染症対応資金に加え、8,000万円までの融資により資金繰りを支援します

また、改正前の新型コロナウイルス対策分を利用している方も、融資期間や据置期間を延長し、月々の返済額を減少させることができます

※福井市では、利子補給により3年間実質無利子で借入が可能となる支援制度を設けています(詳細はP32)

※ご利用にあたって、金融機関や福井県信用保証協会の審査があります



■ 対象者

次のいずれにも該当する中小・小規模事業者

- ①福井県新型コロナウイルス感染症対応資金を融資限度額まで利用し、さらに資金が必要な中小・小規模事業者
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が20%以上減少し、市町長の認定を受けた中小・小規模事業者

■ 支援の内容

- ・借入限度額 **8,000万円**
- ・融 資 利 率 0.90%以下(一部市町では、利子補給があります。)
- ・保 証 料 0.7%(県が全額負担)
- ・使 途 運転資金・設備資金
- ・融 資 期 間 10年以内(据置2年以内を含む)

■ 手続きの方法

- 手順1 パソコンで申込に必要な書類を産業政策課ホームページから入手し記載してください。
- 手順2 本店が所在する市町からセーフティネット4号の認定を受けてください。
- 手順3 最寄りの各金融機関の本支店または福井県信用保証協会(☎33 1800)にご相談ください。

【お問合せ先】

福井県産業政策課金融グループ ☎20 0373

制度の詳細は、産業政策課のホームページからご確認いただけます。



福井県経営安定資金(新型コロナウイルス対策分)利子補給 市

P31の福井県経営安定資金(新型コロナウイルス対策分)の利用者に対して、福井市が融資に係る利子を負担します

■ 対象者

次の全てを満たす方

- (1) 福井県「経営安定資金(新型コロナウイルス対策分)」の融資貸付を受けた中小企業者
- (2) 市内において事業を営んでいること
- (3) 市税の滞納がないこと

■ 支援の内容

利子の全額(上限3年間)

※9月末時点、3月末時点でそれまでに支払済みの利子額の補給を行います。
補給時期は、それぞれ11月下旬、5月下旬です。

■ 手続きの方法

- 手順1 福井県経営安定資金(新型コロナウイルス対策分)の申込を行った各金融機関の本支店から申請書類様式を入手
- 手順2 申請書類等を記入
- 手順3 記入した申請書類等を手順1の各金融機関の本支店に提出
- 手順4 市が審査・決定し、市から補給金を補給します。

※制度の詳細や申請書や請求書等の様式については、
こちらのQRコードから確認できます。



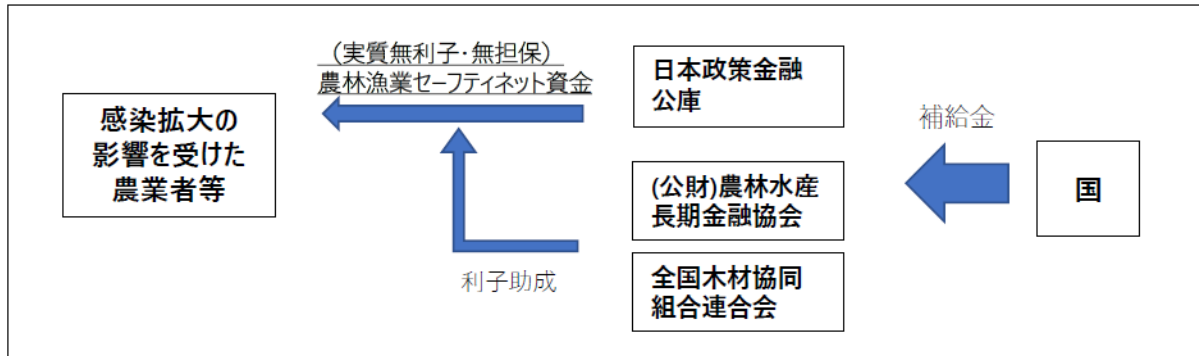
【お問合せ先】
福井市商工振興課 ☎20 5325



農林漁業セーフティネット資金

日本政策金融公庫

新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障がでている、または、今後の支障が懸念される場合、長期運転資金を実質無利子・無担保でお貸しします



■ 対象者

主業農林漁業者等であって、新型コロナウイルス感染症により、資金繰りに著しい支障を来している、または、支障を来すおそれのある方

■ 支援の内容

①融資限度額 一般 **1,200万円**

特認 年間経営費等の12分の12以内

※簿記帳を行っており、経営規模等から融資限度額の引上げが必要と認められる場合

②貸付時の実質無利子・無担保化

(農業者) 融資当初 5年間の実質無利子・実質無担保

(林業者) 融資当初 10年間の実質無利子・実質無担保

(漁業者) 融資当初 5年間の実質無利子・実質無担保

■ 手続きの方法

手順1 「農林漁業セーフティネット資金の相談時にご提出いただく書類」をご準備の上、日本政策金融公庫福井支店農林水産事業にご相談ください。

URL:https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19_a.html

手順2 融資の決定に向け必要な書類を郵送でご提出ください。

手順3 融資が決定次第、契約の打合せと手続きに入り、手続き終了後に送金致します。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫福井支店 ☎33 2385

または福井県園芸振興課農業資金グループ ☎20 0427

福井県水産課水産戦略グループ ☎20 0484

福井県県産材活用課林業戦略グループ ☎20 0448



法人税の繰越還付制度

国

1. 欠損金の繰戻し還付制度

前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができます

■ 対象者

資本金10億円以下の中堅企業（従来の「資本金1億円以下」から対象を拡大）
※資本金の額が1億円超10億円以下の法人のうち、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人等）の子会社等については対象外

■ 支援の内容

前年度に納めた法人税から、今年度の欠損金に対応する税額を還付

2. 災害損失欠損金の繰戻し還付制度

新型コロナウイルス感染症の影響により損失（災害損失欠損金）が発生した場合には、その損失に対応する法人税額の還付を受けられる場合があります

■ 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により、欠損金が生じた法人

■ 支援の内容

災害により災害損失欠損金が生じた法人について、前年度の法人税額（青色申告法人については、前々年度まで対象）から、災害損失欠損金に対応する法人税の還付を受けられる場合があります。

■ 手続きの方法

福井県内各税務署にお問合せください。

【お問合せ先】
福井県内各税務署
制度の詳細については財務省のホームページからご確認いただけます。
https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html



固定資産税等の軽減

市 国

1. 固定資産税・都市計画税の減免

中小事業者が保有する設備や事業用家屋等の2021年度の固定資産税および都市計画税を、売上高の減少幅に応じて減免します

■ 対象者

中小事業者（資本金1億円以下の法人や従業員が1,000人以下の個人事業者）

- ①2020年2月～10月までの任意の連続する3か月間の収入が前年の同じ時期と比べて50%以上減少した方（→「支援の内容」①へ）
- ②2020年2月～10月までの任意の連続する3か月間の収入が前年の同じ時期と比べて30%～50%減少した方（→「支援の内容」②へ）

■ 支援の内容

- ①設備や建物等の2021年度の固定資産税および都市計画税を全額免除
- ②設備や建物等の2021年度の固定資産税および都市計画税を1/2免除

2. 生産性向上のための設備の固定資産税の軽減措置を2年間延長

中小事業者が新たに投資した特定の設備の固定資産税は3年間免除されますが、事業用の建物や看板などの構築物を対象に追加した上で、適用期限を2年間延長します。（2023年3月まで）

■ 対象者

認定先端設備等導入計画（生産性向上特別措置法）の認定を受けた中小事業者

■ 支援の内容

- ①特定の事業用の建物や看板などの構築物：投資後3年間、免除または減額される予定です。
- ②上記以外の対象となる特定の資産：投資後3年間、全額免除されます。

■ 手続きの方法

- 手順1 先端設備等導入計画を作成
- 手順2 工業会等による生産性向上要件証明書を取得
- 手順3 先端設備等導入計画を福井市商工振興課に申請
- 手順4 先端設備等導入計画が認定された後、設備等を取得
- 手順5 設備等を取得した翌年以降、必要書類添えて福井市資産税課に対象資産を申告（建物についての手続きの詳細は、今後決定）

【お問合せ先】

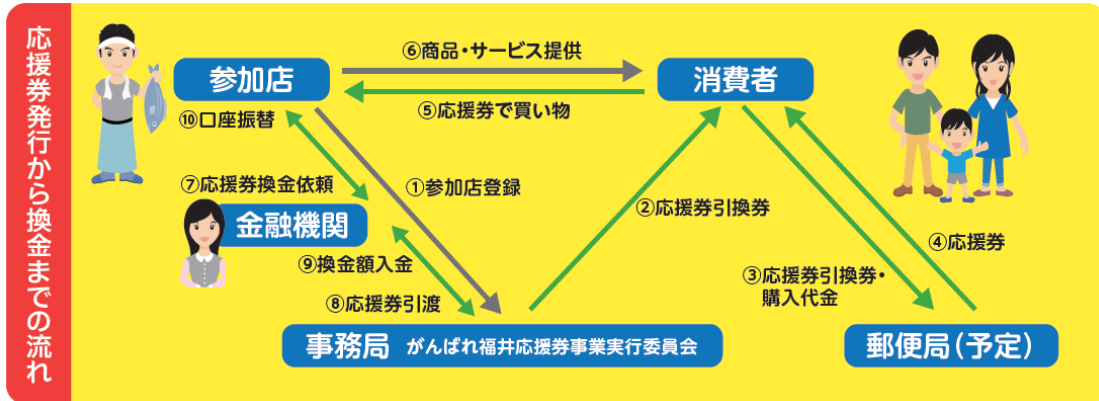
福井市資産税課 ☎20 5315



がんばれ福井応援券事業(参加店募集)

市

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、甚大な影響を受けている事業者を応援するため、福井市内の飲食店、小売店など様々な店舗で使用できる「がんばれ福井応援券」を販売します



参加対象店

福井市内に事業所を有する小売・飲食・サービス業等

※但し、公序良俗に反するものは除く

※複数店舗・支店を一括して申込される場合は、事前に事務局までご相談ください。

支援の内容

1セット(額面500円 応援券12枚)6,000円分を
5,000円で販売(1世帯2セットまで)

最大12億6,000万円
最大21万セット

プレミアム率
20%

※但し、1セット(商品券12枚)のうち1枚は小規模店のみで利用可

※小規模店の定義《次の全てに該当する店舗》

- ・福井市内に本社があること
 - ・店舗当たりの売り場面積が1,000㎡未満
 - ・10店舗以上展開するチェーン店に加盟していないこと
- チェーン店とは「本部(本社)との契約形態を問わず、同一の店舗ブランド、外観、サービス、運営方針等による運営・管理を行う経営形態」をいう。

※参加店登録料や換金手数料は無料です。

参加手続きの方法

参加店申込書と通帳等の写しを郵送またはFAXにて提出

※参加店1次申込期限は、7月10日(金)まで

※申込書や事業の詳細については、福井市商工振興課のホームページからご確認ください。

【お問合せ先】

がんばれ福井応援券事業実行委員会事務局 ☎20 5325

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 アオッサ5階 (福井市商工振興課内)